銅・ニッケル・コバルト原料の責任ある調達に関する方針

住友金属鉱山株式会社(以下「SMM」)は、従来よりEITI^{※1}の趣旨に賛同し、その支援表明を行なう一方、「SMMグループ責任ある鉱物調達に関する方針」に基づき、経済協力開発機構(OECD)が鉱物調達に関して定めるガイダンスを尊重し、サプライヤーに適切に働きかけ、児童労働および強制労働などの人権侵害、環境破壊、不法採掘、汚職などに加担しないよう、また、原料の調達が武装勢力等の資金源につながらないよう、原料調達先の透明化に努めている。以下に、SMMの銅、ニッケルおよびコバルト原料(以下、合せて「本件原料」)の責任ある調達に関する方針を示す。

※1 EITI (The Extractive Industries Transparency Initiative: 採取産業透明性イニシアティブ)
石油・ガス・鉱物資源等の開発にかかわるいわゆる採取産業から資源産出国政府への資金の流れの透明性を高めることを通じて、
腐敗や紛争を予防し、もって成長と貧困削減に繋がる責任ある資源開発を促進するという多国間協力の枠組み

1. 総則

SMMは、SMMが調達する本件原料のサプライチェーンにおいて、組織的で広範囲な人権侵害を防止し、 紛争への加担を回避し、マネーロンダリングおよびテロリストへの資金提供を防止するとともに、鉱山労働者の十 分な労働安全衛生が確保されるよう、本件原料の責任ある調達を実施する。本件原料の調達に関しては、 独立した第三者機関による監査を受審する。

2. 組織体制および責任

SMMは、本件原料の調達部門および管理責任者を定め、管掌する精錬所へ本件原料を供給する。精錬所単独による本件原料の調達を実施しない。

3. 高リスクのサプライチェーンに関する判断基準

SMMは、以下のいずれかの「レッドフラグ」が該当するサプライチェーンを「高リスクのサプライチェーン」として識別する。

<本件原料の原産地および経由地に関連するレッドフラグ>

- 本件原料が、SMMの特定した紛争地域または高リスク地域(CAHRAs)を原産地とするか、またはこれら 地域を輸送の際に経由している。
- 本件原料の原料鉱石が、既知埋蔵量が限られ、期待資源または予想生産水準が疑問視されている国を原産地としている。
- 本件原料の原料鉱石が、CAHRAsからの鉱物が輸送中に通過すると知られているあるいは合理的に疑われる国で採掘されている。
- 本件原料が、CAHRAsからの鉱物が輸送中に通過すると知られているあるいは合理的に疑われる国において精錬または調達されている。
- OECDが定める上記ガイダンスの付属書IIに記載の次のリスク(以下「付属書IIリスク」)のいずれかが、合理的に疑われる、即ち1)重大な人権侵害、2)非国家武装グループあるいは公的または私的な治安部隊に対する直接的または間接的な支援、3)賄賂および原産国の不正な虚偽表示、4)マネーロンダリング、5)政府に対する税、料金および鉱山使用料の不適切な支払い、6)鉱山会社の直接・間接雇用従業員の身体的・精神的な健康を維持するためには不十分な労働安全衛生状態のいずれか。

<サプライヤーに関連するレッドフラグ>

- 本件原料サプライヤーもしくはその他既知の本件原料サプライチェーン上流の企業が、前述のレッドフラグ原産地や経由地のいずれかから鉱物を供給している、あるいは、レッドフラグ原産地や経由地のいずれかから鉱物を供給している企業の株式を保有しているか、またはその他の利害関係を有する。
- 本件原料サプライヤーもしくはその他既知の本件原料サプライチェーン上流の企業が、過去12ヵ月間に前述のレッドフラグ原産地や経由地から鉱物を調達したことが知られている。

4. 管理システムの運用

1) デューデリジェンスとリスクの管理

- ・ 本件原料のサプライチェーンについてデューデリジェンスを実施し、リスクの評価を実施する。高リスクのサプライチェーンについては、追加的な調査を実施した上で、取引の可否を決定する。
- ・ 上流のサプライヤーに重大な人権侵害または非国家武装グループに対する直接または間接的な支援が 判明した場合は、直ちに取引を停止する。
- その他の付属書IIリスクの場合は、リスクの緩和を図るとともに、リスクが緩和できないと判断した場合は直ちに取引を停止する。

2)取引のモニタリング

- ・ 精錬所に納入された本件原料について、精錬所は現物確認や重量測定等を行ない、調達部門が認識 している取引情報との整合性を確認する。
- ・ 本件原料のサプライチェーンのデューデリジェンスが適切に実施されていることを監視するため、定期的に内 部監査を実施する。本件原料に関しては、独立した第三者機関による監査を受審する。

3)トレーニング

・本件原料の調達および現物確認に携わる者に対し、必要と定めた教育・訓練を継続的に実施する。

4)記録の保管

本件原料の調達に関して、保管が必要な記録を定め、保管期限を設定し管理する。

5. 報告

本件原料のサプライチェーンのデューデリジェンスに関する報告書を毎年公表する。

以上